

# 「いじめ」防止についての基本方針

## 未然防止策

- ・教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の効果的な指導
- ・積極的な生徒指導となる学校行事や生徒会活動の工夫と主体的な取組の支援
- ・研修と早期発見策等

## 研修

- ・いじめの定義等の理解
- ・生徒指導交流や事例研究、ネット対策等

## 早期発見策

- ・健康監察や授業観察などの生徒観察
- ・定期的な調査や教育相談
- ・保護者や生徒との緊密な連携など

## 連携

保護者  
地域  
市教委  
病院  
各機関  
異校種  
等

## 組織的対応

## 報告・連絡・相談

- ・事実の発生や経過、結果等
- ・全職員、該当保護者へ
- ・重篤な場合は、各機関との連携等

## 解決・措置・指導

- ・誠意ある対応、親身な対応
- ・正確かつスピード感のある対応
- ・事実内容や指導内容、調査結果、対応状況等を生徒や保護者への情報提供
- ・生徒間、保護者間の関係調整
- ・ネット対応と指導等

## 検討課題の整理

### (糸組織)

1. 既存の生徒指導に関する内容については生徒指導部、既存の教育課程に関する指導については、教務部が担当する。
2. 「未然防止策」及び「早期発見策」「研修」については、「教育課程検討委員会」(＝「生徒指導委員会」)で検討する。  
 ……校長・教頭＋教育課程1・生徒指導1・生徒会1の5名
3. 「いじめ」問題に関わる報告・連絡・相談に関する組織。
  - 「報告・連絡・相談」……学級担任(部活動顧問)→学年・生徒指導部→教頭→校長  
 (ケースバイケース) 学級担任(部活動顧問)・生徒指導部→全職員  
 学級担任(部活動顧問)→保護者
  - 「重大事態の場合」さらに学級担任(部活動顧問)＋管理職→保護者(必要に応じて保護者会開催)  
 管理職→教育委員会  
 管理職→マスコミ対応
4. 「いじめ」問題に関わる解決・措置・指導については、以下の該当ケースに適合する組織で対応する。
  - 「解決・措置・指導」……教育課程検討委員会  
 生徒指導部  
 教務部  
 該当学年部会  
 教頭 ↔ 校長 (判断)
  - 「重大事態の場合」さらに学校医、スクールカウンセラー、家庭訪問相談員、教育委員会、警察署等を加える。

- ※「重大事態の場合」とは……
- 生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合 等

# 「いじめ」防止についての基本方針を受けた取組の内容

## 1. 「いじめ」防止のための取組

### (1) 「いじめ」の定義（文部科学省）

児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの

と定義する。

### (2) 「いじめ防止対策」の基本的な考え方

「いじめ」を重大な人権侵害としてとらえ、「いじめ」は人間として絶対に許されない、また、どこの学校でも、どの学年・学級でも、どの子どもにも起こりうるという認識に立ち、早期発見に努め、解決に向けて迅速かつ有効な対応を進める。

- ① 「弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持たせる指導の徹底
- ② いじめの早期発見、迅速な対応の徹底
- ③ いじめられている子どもの立場に立った親身の指導（気持ちに寄り添い、徹底して守ること）の重視
- ④ 重篤ないじめは、暴力や犯罪であるという認識を持たせる指導の徹底
- ⑤ 4極構造（加害生徒、被害生徒、傍観者、大人）でいじめをとらえるとともに、関係者が役割を果たし、一体となった取組の重視

## 2. 「いじめ」防止等の対策、対応のための組織

### (1) 「いじめ」の相談窓口

「いじめ」は、早期発見、早期対応が求められる。学級担任をはじめ相談しやすい教職員への連絡・相談は勿論、具体的な窓口を決め、「いじめ」の早期発見に努める。

「いじめ」の相談窓口（原則）・・・担任または教頭

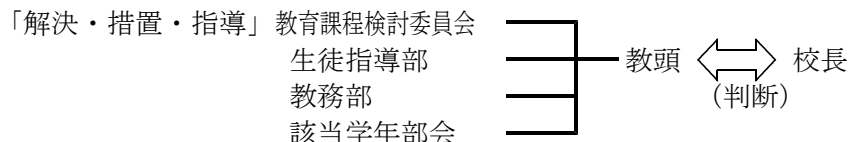
### (2) 「いじめ」の防止・対応の組織

- ① 既存の生徒指導に関する内容については生徒指導部、既存の教育課程に関する指導については、教務部が担当する。
- ② 「未然防止策」及び「早期発見策」「研修」については、「教育課程検討委員会（＝生徒指導委員会）で検討する。

校長・教頭＋教育課程1・生徒指導1・生徒会1の5名

- ③ 「いじめ」問題に関わる報告・連絡・相談に関する組織。  
「報告・連絡・相談」・・・学級担任（部活動顧問）→学年・生徒指導部→教頭→校長  
（ケースバイケース） 学級担任（部活動顧問）・生徒指導部→全職員  
学級担任（部活動顧問）→保護者
- ④ 「重大事態の場合」さらに学級担任（部活動顧問）＋管理職→保護者（必要に応じて保護者会開催）  
管理職→教育委員会  
管理職→マスコミ対応

- ⑤ 「いじめ」問題に関わる解決・措置・指導については、以下の該当ケースに適合する組織で対応する。



- ⑥ 「重大事態の場合」さらに学校医、スクールカウンセラー、家庭訪問相談員、教育委員会、警察署等を加える。

- ※ 「重大事態の場合」とは・・・
- 生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合 等

### (3) 「いじめ」の防止・対応の措置要領（職務別ポイント＝役割分担）

#### ① 「いじめ」の防止のための措置

##### ア 学級担任・副担任

- 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成する。
- はやしたてたり見て見ぬをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

##### イ 養護教諭

- 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

##### ウ 生徒指導担当教員

- いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

##### エ 管理職

- 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- 児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- いじめの問題に児童生徒自らが主体的に参加する取組を推進（例えば、児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）する。

#### ② 早期発見のための措置

##### ア 学級担任・副担任

- 日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 休み時間・放課後の児童生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

##### イ 養護教諭

- 保健室を利用する児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

##### ウ 生徒指導担当教員

- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認する。

#### エ 管理職

- 児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- 学校における教育相談が、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

### ③いじめに対する措置

#### A 情報収集

##### ア 学級担任・副担任等、養護教諭》

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）。
- 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

##### イ いじめの防止等の対策のための組織

- 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。
- ※ いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定する。

#### B 指導・支援体制の組織

##### ア いじめの防止等の対策のための組織

- 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）。
  - いじめられた児童生徒や、いじめた児童生徒への対応
  - その保護者への対応
  - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。
- 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

## C-1 子供への指導・支援

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

### ア いじめられた児童生徒に対応する教員

- いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- いじめられている児童生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

### イ いじめた児童生徒に対応する教員

- いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- 必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- いじめる児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力をはぐくむ。

### ウ 学級担任・副担任等

- 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

### エ いじめの防止等の対策のための組織

- 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- 指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

## C-2 保護者と連携する

### ア 学級担任を含む複数の教員

- 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

### 3. 早期発見・早期対応の在り方

#### (1) 早期発見に向けて

- ① 命と人権を大切にした学級づくり・学校づくりを大切にする。
- ② 教職員と生徒の好ましい人間関係を築くように努める。
- ③ 子どもの小さな変化を敏感に察知し見逃さない。
- ④ 多方面から情報を得るように努める。

#### (2) いじめの早期発見のチェックポイント

- ① いじめが起こりやすい（起こっている）集団
  - 朝いつも誰かの机が曲がっている。
  - 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする。
  - 班にすると机と机の間にすき間がある。
  - 授業中、教職員には見えないように消しゴム投げなどを行っている。
  - 教職員がいないと、掃除がきちんとできない。
  - 自由にグループ分けをさせると特定の子どもが残る。
  - 些細なことで冷やかしたりするグループがある。
  - 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる。
  - 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある。
  - 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある。
- ② いじめている子
  - 他の子どもに対し威嚇する表情をする。
  - グループで行動し、他の子どもに指示を出す。
  - 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ。
  - 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉を使う。
  - ずるいところがある。
  - 家や学校で悪者扱いされていると思っている。
  - 他人は自分より幸せそうだと思っている。
  - 多くのストレスを抱えている。
  - 教職員の言動を素直に受けとらない。
  - 教職員によって態度を変える。
  - あからさまに、教職員の機嫌をとる。
- ③ いじめられている子
  - ア 日常の行動・表情の様子
    - 顔色が悪く、元気がない。
    - 遅刻・欠席が多い。
    - 早退や一人で下校することが増える。
    - ときどき涙ぐんでいる。
    - おどおどしている。
    - 下を向いて視線を合わせようとしない。
    - 体の具合は悪くないが保健室に行きたがる。
    - 友だちに悪口を言われても言い返さないで愛想笑いをする。
    - いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている。
  - イ 授業中・休み時間
    - 発言すると友だちから冷やかされたり皮肉を言われたりする。
    - 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする。
    - グループ分けで孤立しがちである。
    - 学習意欲が減退し、忘れ物が増える。
    - 一人でいることが多い。
    - 教職員の近くにいたがる。

- ウ 昼食時
  - 食べ物にいたずらされる。
  - 他の子どもの机から机を少し離して食事する。
  - 食事の量が減ったり食べなかったりする。
  - 好きな物を他の子どもにゆずる。
- エ 清掃時
  - 一人で掃除をしている。
  - いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている。
- オ その他
  - 持ち物が壊されたり、かくされたりする。
  - 服に靴の痕跡がついていたり、破れていたりする。
  - 持ち物や机、ロッカーなどに落書きをされる。
  - トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる。
  - 手や足にすり傷やあざがある。
  - けがの状況と本人が言う理由が一致しない。
  - 理由もなく成績が突然下がる。
  - 不必要なお金を持ったり、友だちにおごるなどする。
  - 部活動を休むことが多くなり、突然やめると言い出す。

**(3) 定期的な「いじめアンケート」、「教育相談週間」により、調査する。**

- 4月・・・「いじめアンケート」
- 6月・・・教育相談週間
- 11月・・・教育相談週間「いじめアンケート」
- 1月・・・「生徒アンケート」(学校評価)

#### **4. 教育相談体制**

子どもたちを取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化の進行、さらには高度情報化や価値観の多様化などにより複雑化してきている。このような中、いじめや不登校などの問題が、学校での子ども同士の間関係や家庭での親子関係など、多様な原因によって複雑化、深刻化、長期化している場合がある。学校では、悩みを抱えている子どもや保護者の側に立ち、福祉分野や保健・医療分野などと連携し、小学校段階からの子どもたちへの関わりや、早い段階での保護者への働きかけなど、早期対応と早期解決に向けて次のとおり取り組む。

- (1) 組織的な対応をする。
- (2) 生徒や保護者の立場に立って、親身に対応する。
  - ① 普段の子どもの様子を知る。
  - ② 子どもが信頼し、心を開く関係をつくる。
  - ③ いじめる側の背景にも目を向ける。
- (3) 教育相談員、家庭訪問相談員、スクールソーシャルワーカー等を適時活用し、学校・家庭・関係機関との円滑な連携を図る。

#### **5. 校内研修(「いじめ」の理解(定義等)、防止策、早期発見・早期対応、対処など)、「いじめ」に対する措置、「重大事態」への対応**

いじめの防止等は、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。いじめをなくすため、まずは、日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。

また、いじめを含め、児童生徒の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応を旨とした対応の充実を図る必要があり、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童生徒一人一人に応じた指導・支援を、積極的に進めていく必要がある。

以上を踏まえつつ、特にいじめ問題への対応については、下記(1)の基本的認識に基づき、下記(2)のポイントについて遺漏なきを期しつつ、これを推進する必要がある。

## (1) いじめ問題に関する基本的認識

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する必要がある。

- ① 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。  
どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。
- ② いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。  
子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとするのは早計である。
- ③ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。  
いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。
- ④ いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。  
個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。
- ⑤ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む必要があること。いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取組も急務である。  
(「いじめの問題に関する総合的な取組について(平成8年7月 児童生徒の問題行動等に関する調査研究会議(報告))」より)

## (2) いじめに関する学校の取組のポイント

- ① 実効性ある指導体制の確立  
ア 学校を挙げた対応

- いじめの問題については、その件数が多いか・少ないかの問題以上に、これが生じた際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決に結びつけることができたかが重要となるものであり、相互の連絡・報告を密にしつつ、いじめの発生等についてきめ細かな状況把握を行い、適切な対応に努める。
- 校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立する必要がある。
- 校長、教頭、生徒指導部等は、いじめの訴え等に基づき、学級担任等へ対応を指示したり、情報を伝達したりした場合には、その対応状況等について、逐次報告を受けるなど、その解決に至るまで適切にフォローする。
- いじめの訴え等を学級担任が一人で抱え込むようなことはあってはならず、校長に適切な報告等がなされるようにする。



## イ 実践的な校内研修の実施

○いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加によって事例研究やカウンセリング演習など実践的な内容を持った校内研修を積極的に実施する必要がある。

## ② 適切な教育指導

### ア 全ての児童生徒への指導

○「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の生徒に徹底させなければならないこと。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、生徒に持たせる。

○いじめられる生徒や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている生徒を徹底して守り通すということを、教職員が、言葉と態度で示す。特に、いじめられている場合には、そのことを自分の胸の中に止めて悩み抜いたりせず、友人、教師、親に必ず相談するようにすること（まして、自分を傷つけたり、死を選んだりすることは絶対にあってはならないこと）を、メッセージとして伝える。

○学校教育活動全体を通して、互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。特に、道徳教育、心の教育を通して、このような指導の充実を図る。また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かにする教育活動を取り入れる。

○学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組むことは大きな意義がある。

### イ いじめる生徒への指導・措置

○いじめを行った生徒に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようになど、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。

○いじめを行う生徒に対しては、一定期間、校内においてほかの生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することが有効な場合もある。さらに、いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる生徒を守るために、いじめる生徒に対し出席停止の措置を講じたり、警察等適切な関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとることも必要である。特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う児童生徒については、警察との連携を積極的に図る。

○教育委員会と連携し共通理解を持って指導・措置する。

### ウ いじめを許さない学級経営等

○生徒の成長にとって必要な場合もあるといった考えは認められないものであり、個々の教師がいじめの問題の重大性を正しく認識し、危機意識を持って取り組まなければならない。また、教師の何気ない言動が生徒に大きな影響力を持つことに十分留意し、いやしくも、教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりするようなことがないように留意する。

○グループ内での生徒の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導の在り方、わけても指導について不断の見直しや工夫改善を行う必要がある。

○いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、当該生徒が卒業するまで、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

### ③ いじめの早期発見・早期対応

#### ア 問題兆候の把握等

○教師が生徒の悩みを受け取るためには、まず何よりも、全人格的な接し方を心がけ、日頃から生徒との心のチャンネルを形成するなど深い信頼関係を築くことが不可欠である。

○生徒の生活実態のきめ細かい把握に努めるとともに、いじめを見つけるための積極的な取組を行う。また、いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努める。

○生徒や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、すみやかに教職員相互において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な対応を図る。

○生徒の仲間意識や人間関係の変化に留意しつついじめの発見や対応に努めるとともに、特に、種々の問題行動等々が生じているときには、同時に他にいじめが行われている場合もあることに留意する。

○いじめの問題解決のため、いじめを把握した際には、速やかに教育委員会に報告するとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力をを行う。

#### イ 事実関係の究明

○いじめを受けている生徒の心理的圧迫感をしっかりと受け止めるとともに、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う必要がある。

○いじめの兆候を発見した場合において、いじめられる生徒からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視したり、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあることを理由に、必要な対応を欠くことがないようにする。

### ④ いじめを受けた児童生徒へのケアと弾力的な対応

#### ア 心のケア等

○生徒に対する親身な教育相談を一層充実させるため、スクールカウンセラー等の活用や、養護教諭等との連携を積極的に図る。また、教育相談について全教職員が参加する実践的な校内研修を積極的に実施する。

○教育相談室を生徒指導室とは別の場所に設けたり、部屋が相談しやすい雰囲気になるよう工夫するなど、生徒にとって相談しやすい環境を整える。

#### イ いじめを継続させないための弾力的な対応

○いじめられる生徒には、いじめの解決に向けての様々な取組を進めつつ、生徒の立場に立って、緊急避難としての欠席が弾力的に認められてよいこと。その際、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障を生ずることのないように工夫するなど十分な措置を講ずる。

- いじめられる生徒又はいじめる生徒のグループ替えや座席替え、さらに学級替えを行うことも必要であること。また、必要に応じて生徒の立場に立った弾力的な学級編制替えも工夫されてよいこと。
- いじめられる生徒には、保護者の希望により、関係学校の校長などの関係者の意見も十分に踏まえて、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学を認める措置について配慮する必要がある。この場合、いじめにより生徒の心身の安全が脅かされるようなおそれがある場合はもちろん、いじめられる生徒の立場に立って、いじめから守り通すため必要があれば弾力的に対応するよう、教育委員会と協議し検討する。
- これらの措置を講ずることについて、保護者に、日頃から十分な共通理解がもてるようにする。

#### ⑤ 家庭・地域社会との連携

- いじめの問題については、学校のみで解決することに固執してはならないこと。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図る。保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取り組む姿勢が重要である。
- 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらえるような工夫が必要であること。
- いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応する。また、いじめの問題に関し学校と保護者や地域の代表者との意見交換の機会を設ける、特にPTAと学校との実質的な連絡協議の場を確保するなどにより、家庭・地域社会との連携を積極的に図る。
- 実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であり、透明性を堅持する。

#### ⑥ 深刻ないじめへの対応

- 深刻ないじめを行う生徒に対しては、他の生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から、やむを得ない措置としての出席停止を含む毅然とした厳しい指導が必要な場合がある。なお、出席停止を命ずる場合は、生徒及び、保護者に対し出席停止の趣旨について十分説明するとともに、事前に生徒及び保護者の意見を聴取することに配慮すること。また、出席停止の期間が著しく長期にわたることがないように配慮し、その期間中にも必要な指導を行うこと。
- いじめられる生徒を守るための方法の一つとして、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学を認める措置を講ずることについて、時機を逸することのないよう留意する。この場合、保護者の希望により、関係者の意見等も十分に踏まえ、いじめにより生徒の心身の安全が脅かされるような場合はもちろん、いじめられる生徒の立場に立って、いじめから守り通すため必要があれば、弾力的に対応するよう、教育委員会と協議し検討する。

#### ⑦ 家庭教育に対する支援

- 家庭教育を支援するため、様々な学習機会や情報の提供、相談体制の整備、ボランティア活動など親子の共同体験の機会の充実、父親の家庭教育への参加支援など家庭の教育機能の充実を図る施策を計画的に推進する。その際、家庭教育の意義に関心を示さない、あるいは、学校との連携に協力的でない保護者などへの方策について、子育てのネットワークづくりの推進などきめ細やかな施策を行う。

## 6. 未然防止のための措置

### (1) いじめの防止のための措置

#### 《学級担任・副担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成する。
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

#### 《養護教諭》

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

#### 《生徒指導担当教員》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

#### 《管理職》

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・ 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・ いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。(例えば、生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など)

### (2) 早期発見のための措置

#### 《学級担任・副担任等》

- ・ 日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 休み時間・放課後の児童生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

#### 《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

#### 《生徒指導担当教員》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認する。

#### 《管理職》

- ・ 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

### (3) いじめに対する措置

#### ① 情報を集める

##### 《学級担任・副担任等、養護教諭》

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける)
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・発見や通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ・その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- ・教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- ・その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ・一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

#### ② 指導・支援体制を組む

##### 《「組織」》

- ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。(学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>→ いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応</li><li>→ その保護者への対応</li><li>→ 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等</li></ul> |
|---|

- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

#### ③-A 子供への指導・支援を行う。

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う。

##### 《いじめられた生徒に対応する教員》

- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。

##### 《いじめた生徒に対応する教員》

- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。

- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

#### 《学級担任・副担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

#### 《「組織」》

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・ 指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

### ③－B 保護者と連携する

#### 《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。